

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------------|-------------|
| 受理官庁 CY | キプロス企業及び管財人登録部 | 附属書 C CY |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | キプロス | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語、フランス語、ドイツ語又はギリシャ語 ¹ | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 3 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)? | 認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。 | |
| 管轄国際調査機関 | 欧州特許庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | 欧州特許庁 | |
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：ユーロ (EUR) | |
| 送付手数料 | EUR 191 | |
| 国際出願手数料 | EUR 1,305 (1,378) ² | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 | EUR 15 (16) ² | |
| 調査手数料 | 附属書D (EP) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 | なし | |
| 受理官庁は代理人を要求するか? | 不要 | |
| 誰が代理人として行為できるか? | キプロスで実務資格が与えられている代理人 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は、別個委任状を提出する要件を放棄しているか? | している ³ | |
| 別個委任状が要求される特別の状況 | なし | |
| 受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか? | している ³ | |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | なし | |

1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。

2 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。